

支笏洞爺国立公園支笏湖園地（第5駐車場エリア）管理運営事業者の選定要領

北海道地方環境事務所

支笏洞爺国立公園支笏湖園地（第5駐車場エリア）管理運営事業者の選定は、以下により行うこととする。

記

1. 参加資格等が確認された事業者から提出された企画書を公正に審査するため、「支笏洞爺国立公園支笏湖園地（第5駐車場エリア）管理運営事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。
2. 委員会事務局（以下、「事務局」という。）における審査により参加資格があるとされた応募者を対象に、選定委員会において企画提案内容の審査及びヒアリング等を実施する。
なお参加資格があるとされた応募者が4者を超えた場合は、選定委員会においてヒアリング対象者4者を選考するものとし、その選考方法は、以下の3. に準ずるものとする。
3. 審査は、「支笏洞爺国立公園支笏湖園地（第5駐車場エリア）管理運営事業者評価基準及び採点表」（別紙、以下、「評価基準及び採点表」という。）に基づき、委員長、委員及び外部委員（「以下、「委員」という。」ごとに採点する。
 - ① 必須とされた項目の基礎点に係る各委員の評価結果を選定委員会で協議し、必須項目ごとに基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した企画書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の企画書は不合格とする。
 - ② 合格した企画書の基礎点と加点を合計した採点結果を選定委員会において確認し、その平均点を算出し、その点数が最も高い企画書を作成した応募者を事業運営候補者として選定する。
なお、点数が同点となった場合は、以下により、事業運営候補者を選定するものとする。
 - 1) 評価基準及び採点表の「1. 運営方針」、「3. 運営について」、「5. 支笏湖の適正利用への貢献について」の合計の点数が高い者。
 - 2) 1) も同点の場合は、委員による多数決

以上